

高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス

教育研究センター長選考等規則

〔平成28年3月9日〕  
規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第39条第2項の規定に基づき、高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期等に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 センター長の選考は、学長が行う。この場合において、農林海洋科学部教授会（以下「教授会」という。）は、学長に2人以上のセンター長候補者を推薦する。

2 学長は、前項の規定により推薦された候補者について面接を行い、その結果を考慮してセンター長を指名し任命する。

3 教授会は、第1項の候補者の推薦を行うに当たっては、候補者の略歴及び選考過程を添付するものとする。

4 学長は、センター長を指名したときは、役職員に周知するとともに、教授会にその理由を説明するものとする。

(資格)

第3条 センター長の資格は、農林海洋科学部専任担当として配置された教授（教授予定者を含む。）とする。

2 センター長は、学識が優れ、教育研究に関し識見を有し、かつ、管理運営能力を有する者とする。

(選考の時期)

第4条 センター長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) センター長の任期が満了するとき。

(2) センター長が辞任を申し出たとき。

(3) センター長が解任されたとき。

(4) センター長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合にあっては、任期満了の日から1月前までに、同項第2号から第4号までにあつては、速やかに選考を行う。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 前条第1項第2号から第4号までの場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とし、その期間は、前項ただし書の期間に算入しないものとする。

(本人への通知)

第6条 学長は、第2条第2項の規定によりセンター長を指名したときは、遅滞なく、指名した者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による本人への通知は、教授会を通じて行うものとする。

(解任)

第7条 学長は、センター長が次のいずれかに該当するとき、その他センター長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得てセンター長を解任することができる。この場合において学長は、教授会に解任の理由を説明するものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 教授会構成員の3分の2以上の署名をもってセンター長解任の請求があったときは、学長は、センター長の解任について役員会に諮るものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 「初代人文社会科学部長並びに初代農林海洋科学部長及び初代農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長に係る選考手続(平成27年9月29日開催第248回役員会決定)」に基づき選考され、この規則の施行の日に任命される農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長は、この規則により選考されたものとみなす。

3 この規則の施行の日以後に任命される農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長は、農学部が存続する間、農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長をもって充てる。